

豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委員がやむを得ず出席できない場合、委任状を提出することで、代理人の出席を認めることとする。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員全員の同意で議決するものとする。ただし、出席委員全員の同意が得がたいものについては、出席委員の3分の2以上の多数により議決することができるものとする。</p> <p>4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。</p> <p>5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員（第6条第1項第2号及び第6号の委員を除く。）は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できない場合、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、その組織を代表する代理人を出席させることができる。</p> <p>4 会議の議事は、出席委員全員の同意で議決するものとする。ただし、出席委員全員の同意が得がたいものについては、出席委員の3分の2以上の多数により議決することができるものとする。</p> <p>5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p>

(事務局)

第13条 (略)

2 事務局は、豊明市行政経営部とよあけ創生推進室に置く。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金その他、必要に応じて、豊明市の負担とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、現に会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第14条 (略)

2 事務局は、豊明市行政経営部企画政策課に置く。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金その他、必要に応じて、豊明市の負担とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、現に会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議並びに形成計画の実施に係る必要な協議、連絡調整等を行うために豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を愛知県豊明市新田町子持松1番地1に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- （2） 形成計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- （3） 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4） 協議会の予算及び決算の承認に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員となるべき者の中から、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 協議会の委員は、法第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長または市長が指名する職員
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、委員の他に必要があると認めるものについて、オブザーバーとして協議会の構成に加えることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員（第6条第1項第2号及び第6号の委員を除く。）は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できない場合、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、その組織を代表する代理人を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員全員の同意で議決するものとする。ただし、出席委員全員の同意が得がたいものについては、出席委員の3分の2以上の多数により議決することができるものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(会長の専決処分)

第8条 会長は、会議を招集するいとまがないとき又は協議会の事業に係る軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告し、その承認を得なければならない。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で協議が整った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 会議に諮る事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置くものとする。

2 協議会の出納監査は、会長が指名した監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の庶務の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、豊明市行政経営部企画政策課に置く。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、豊明市の負担とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打

ち切り、現に会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。